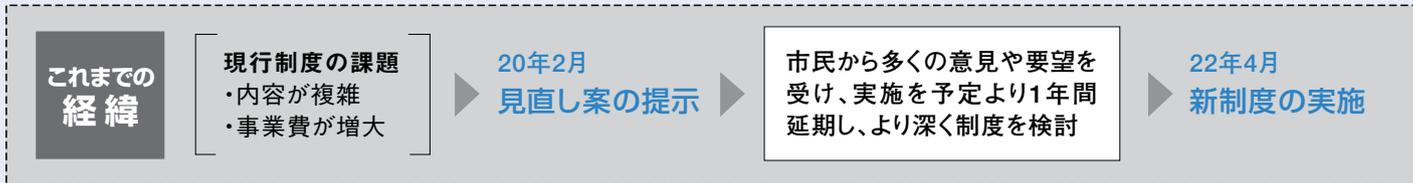


4月1日
から

障がい者交通費助成制度が変わります

詳細 障がい福祉課 ☎211-2936

「障がい者交通費助成制度」は、障がいのある方に、外出のきっかけづくりとして交通費の一部を助成する制度。昭和46年に始まったこの制度が、市民を含めた議論を経て、より利用者にとって分かりやすい制度に変わります。



障がいの種類による格差を改善し、より便利な制度へ

■新しい「障がい者交通費助成制度」早見表

3つの選択肢から、1つを選ぶ

障がいの程度 種類(等級)	助成内容		
	地下鉄・市電・バス	タクシー	自家用車
重度 身体(1・2級) 知的(A) 精神(1・2級)	福祉乗車証 1 	タクシー券 39,000円 3 	ガソリン券 30,000円 
中度 身体(3・4級) 知的(B) 精神(3級)	ウィズユーカード※ 48,000円 2 	タクシー券 13,000円 4 	ガソリン券 10,000円 4 

4つのポイント

※身体障がい3・4級と知的障がいBの方には福祉割引ウィズユーカード、精神障がい3級の方には共通ウィズユーカードの交付となります

1 重度の方の福祉乗車証は現行通り

重度の方への福祉乗車証は現行を維持。市内の地下鉄、市電、バスに無料で乗車できます。

2 ウィズユーカードは助成額の上限を統一

現行身体・知的障がいの方は120,000円、精神障がいの方は33,000円。
新制度48,000円に統一。

3 タクシー券は使い勝手が向上

現行1回の乗車につき初乗り料金分を助成。
新制度1回につき定額券(500円)を複数枚利用可能に。

4 中度の方もタクシー券かガソリン券を選択可能に

現行中度の方はウィズユーカードの助成のみ。
新制度タクシー券かガソリン券の助成も選択可能に。

交付開始日 タクシー券、ガソリン券＝重度の方は2月15日(月)、中度の方は2月22日(月)、福祉乗車証＝3月1日(月)、ウィズユーカード＝4月1日(木)

交付場所 区役所(32ヶ所)の保健福祉課

施設に通所する方には新制度

定期的に通所する身体障がい(3～6級)、知的障がい(B・B-)の方は、現行の定期券助成を廃止する代わりに新設する「通所交通費助成制度」を利用できます。

1日当たりの助成額 通所施設までの往復運賃(交通事業者による運賃割引後の料金)の半額。10日を超える通所日数に対して助成。
交付方法 通所施設を通して、1カ月単位で交付。

詳しい内容や手続きについては、1月上旬にかけて対象者に発送する通知をご覧ください。手続きは、本誌2月号のお知らせに掲載します。